

## 議案第57号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置を定める条例の制定について

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置を定める条例を次のように定める。

平成27年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条第1項の規定に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置を定めるものとする。

(介護予防・日常生活支援総合事業の実施に係る経過措置)

第2条 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間を行わず、同日の翌日から行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(失効)

2 この条例は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。